

★春陽会中央病院

- ① 介護予防通所リハビリテーション
利用契約書
- ② 介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書
- ③ 身体拘束の説明文
利用者及びその御家族の方へ
- ④ 事故・トラブル補足説明文
- ⑤ 料金表 介護予防

★春陽会中央病院

介護予防通所リハビリテーション利用契約書

★「介護予防通所リハビリテーション」重要事項説明書

介護予防通所リハビリテーションサービス



医療法人社団 春陽会

春陽会中央病院

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富485番地

TEL : 0994 (65) 1214

FAX : 0994 (65) 1160

利用者_____様（以下「利用者」という。）及び利用者を扶養する者等（以下「身元引受人」という。）と事業者 医療法人社団 春陽会 春陽会中央病院 介護予防通所リハビリテーション（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される介護予防通所リハビリテーションサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

2 利用者及び利用者の身元引受人は、事業者から介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を受けたときは、事業者に対し別紙「介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書」の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに利用者及び身元引受人から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当院の介護予防通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当院に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者が

いる場合、当院は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当院、当院の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当院は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当院は身元引受人に対し、当院に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当院に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当院及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当院にお支払いいただきます。

(当院からの解除)

第5条 当院は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

② 利用者の介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。

③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず指定納期限内に支払われない場合。

④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。

⑤ 利用者及び身元引受人等が、故意又は過失により、当院、当院の職員又は他の入所者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行い、又はハラスメント行為、その他の類似行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当院が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(介護予防通所リハビリテーション計画の決定、変更)

第3条 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合に

は、それに沿って利用者の介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとします。

- 2 事業者は、介護予防通所リハビリテーション計画について、利用者及び身元引受人に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、その介護予防通所リハビリテーション計画を利用者及び身元引受人に交付します。
- 4 事業者は、介護予防通所リハビリテーション計画作成後に利用者に係る介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を変更した場合には、利用者及び身元引受人に対して、その変更した介護予防通所リハビリテーション計画を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護予防通所リハビリテーションの提供)

第4条 事業者は、第3条に定めた介護予防通所リハビリテーション計画に沿って利用者に対し、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するものとします。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 事業者は、その提供する介護予防通所リハビリテーションサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者及び身元引受人の同意を得るものとします。

(利用料金の支払い)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、介護予防通所リハビリテーションサービスについて、別紙「介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいた介護予防通所リハビリテーションサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、利用者若しくは身元引受人は、連帯してこれを翌月の末日までに支払うものとします。
 - 3 1ヶ月に満たない期間の介護予防通所リハビリテーションサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第7条 第6条第1項に定める介護予防通所リハビリテーションサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合又は経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該介護予防通所リハビリテーションサービスの利用料金を変更することができるものとします。

(通所リハビリテーションサービス内容の変更)

第8条 事業者は、介護予防通所リハビリテーションサービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていた介護予防通所リハビリテーションサービスの実施ができない場合には、介護予防通所リハビリテーションサービス内容の変更をすることができるものとします。

2 前項の場合に、事業者は、所定の介護予防通所リハビリテーションサービス利用料金を請求できるものとします。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行うとともに利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して速やかに連絡する等必要な措置を講じるものとします。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供等により事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業者の病院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業者は、保険者及び居宅介護支援事業者並びに利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して速やかに連絡を行うものとします。

(身体の拘束等)

第11条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業者の管理者又は事業者の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業者の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 従業者についても、拘束、虐待についての教育を徹底するとともに、いかなる場合においても虐待はしないものとします。

(秘密保持等)

第12条 事業者は、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する上で知り得た利用者及び身元引受人若しくはその家族等の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。但し、次の各号の情報提供については、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族からあらかじめ文書により同意を得た上で行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等との連携
- (3) サービス提供により事故等が発生した場合の事故内容や本人の状態等を含めた市町村への報告
- (4) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (5) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (6) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

(7) 介護保険サービスの質の向上のための研修会等での事例研究発表等。なおこの場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(損害賠償責任)

第 13 条 介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が賠償を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

(1) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施した介護予防通所リハビリテーションを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者又は身元引受人が、事業者及び介護予防通所リハビリテーション従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により介護予防通所リハビリテーションサービスの実施ができなくなった場合には、利用者及び身元引受人に対して既に実施した介護予防通所リハビリテーションサービスを除いて、所定の介護予防通所リハビリテーションサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(利用者からの契約解除)

第 16 条 利用者及び身元引受人は、事業者に対し文書にて利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本契約に基づく介護予防通所リハビリテーションサービス利用を解除・終了することができます。この場合には、利用者及び身元引受人は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に対し文書で通知するものとします。

2 利用者及び身元引受人は、前項の契約解除をする場合においては、速やかに利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。

(事業者からの契約解除)

第 17 条 事業者は利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合

(2) 利用者及び身元引受人が本契約に定める利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、その支払いを

催促したにもかかわらずこれが支払われない場合

- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者若しくはサービス従事者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当事業者の施設を利用させることができない場合
- (5) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (6) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (7) 事業者が利用者のリハビリテーションの目的が達成されたと判断した場合

(契約の終了)

第 18 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と認定された場合
- (3) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (4) 利用者が医療機関に 1 ヶ月以上入院した場合
- (5) 第 2 条により、契約期間満了の 7 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがありかつ契約期間が終了したとき
- (6) 第 16 条に基づき、利用者から契約を解除したとき
- (7) 第 17 条に基づき、事業者から契約を解除したとき

(苦情処理)

第 19 条 事業者は、その提供した介護予防通所リハビリテーションサービスに関する利用者及び身元引受人等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(記 録)

第 20 条 事業者は、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。但し、介護報酬請求関係の記録保存については、5 年間保存します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当院が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 3 前項は、当院が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 4 当院は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当院が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

「介護予防通所リハビリテーション」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4613010638 号)

介護報酬改定等 時

当事業所は、ご利用者に対して介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. ご利用にあたって	2
4. 介護予防通所リハビリテーションサービスの内容	2
5. 介護予防通所リハビリテーション計画の作成等	2
6. 介護予防通所リハビリテーションの利用料金	3
7. 協力医療機関等	4
8. 介護予防通所リハビリテーションの送迎バス利用について	4
9. 介護予防通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項	4
10. 介護予防通所リハビリテーション利用契約の終了	5
11. 介護予防通所リハビリテーションサービス利用中の 医療機関への受診等について	6
12. 非常災害対策	6
13. 禁止事項	6
14. 虐待の防止等	8
15. 身体の拘束等	6
16. 感染症対策	6
17. 緊急時の対応	7
18. 事故発生時の対応及び賠償責任	7
19. 要望及び苦情処理等	7
20. 秘密保持	8
21. 個人情報の利用目的	8
22. 介護予防通所リハビリテーションサービス利用時のリスク説明	9
23. 記録の整備及び開示	10
24. その他参考資料（利用料金表等）	10

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 春陽会
- (2) 法人所在地 鹿児島県肝属郡肝付町新富485番地
- (3) 電話番号 0994-65-1170
- (4) 代表者氏名 理事長 上園 春仁
- (5) 設立年月日 昭和63年 3月10日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防通所リハビリテーション事業所
- (2) 事業の目的 当事業所は、要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、自立した日常生活を営むことができるように、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的としています。
- (3) 事業所の名称 医療法人社団 春陽会 春陽会中央病院
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県肝属郡肝付町新富485番地
- (5) 電話番号 0994-65-1170
- (6) ファックス番号 0994-65-1160
- (7) 事業所(管理者) 上園 春仁
- (8) 開設年月日 昭和63年4月1日(介護保険適用事業所となった日)
- (9) 介護保険指定番号 鹿児島県指定 第4613010638号
- (10) 当事業所の運営方針 当事業所は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
- (11) 通常の送迎の実施地域 通常の送迎実施地域は、肝付町(旧高山町)、東串良町、串良町、吾平町の区域です。
- (12) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)
営業時間	8:30～17:30 (通常サービス提供時間は9:00～10:40)

(13) 職員の体制

- ① 管理者 1名 管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ② 医師 1名 利用者の病状等の把握及び医学的対応等を行います。
- ③ 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 2名以上 集団リハビリ及び個別訓練等の指導を行います。
- ④ 介護職員 1名以上 利用者の介護業務等を行います。

- (14) 介護予防通所リハビリテーションの利用定員 10名
(通所リハビリテーション含む)

3. ご利用にあたって

(1) 介護保険証の確認

ご利用の際は、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 介護予防通所リハビリテーションの概要

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

このリハビリテーションサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分取り入れ、また、その計画の内容については同意をいただくようになります。

4. 介護予防通所リハビリテーションサービスの内容

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 医学的管理・看護
- (3) 介護
- (4) リハビリテーション
- (5) レクリエーション
- (6) サークル活動
- (7) 居宅と当事業所間の送迎
- (8) 相談援助サービス
- (9) その他行事等の実施

5. 介護予防通所リハビリテーション計画の作成等

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、ご利用者様の心身、置かれている環境、他の保健医療サービス又は、福祉サービス等の利用状況を把握します。
- (2) 介護予防通所リハビリテーション計画は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、ご利用者様の心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう目標を設定します。この介護予防通所リハビリテーション計画に沿ってご利用者様にサービスを提供いたします。
- (3) 介護予防通所リハビリテーション計画の変更をしようとするときは、ご利用者様及びご家族に対し、事前にその内容を説明し同意を得ます。
- (4) 介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、ご利用者様が介護予防サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに介護予防支援事業者に連絡するなどの必要な援助を行います。

6. 介護予防通所リハビリテーションの利用料金

(1) 介護保険給付の自己負担額

①基本料金

介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。
以下は1月当たりの自己負担分です。

※ 平成30年8月より一部の利用者は3割負担となります。

		1割負担額	2割負担額	3割負担
(1) 要支援1	1月につき	2, 268円	4, 536円	6, 804円
(2) 要支援2	1月につき	4, 228円	8, 456円	12, 684円

(2) 加算料金 ※ () 内は(2割負担、3割負担)の金額になります。

①利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合

介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合、要件を満たさない場合に1月につき次に掲げる金額を減額します。

要支援1 120円(240円、360円)

要支援2 240円(480円、720円)

②退院時共同指導加算 退院時1回に限り 600円(1200円、1800円)

医療機関等からの退院後に、円滑にサービスを提供できるように、入院中に通所リハビリテーションの理学療法士等が医療機関と共同して必要な指導を行う場合、退院後初回限り600円が加算されます。

③科学的介護推進体制加算 1月につき 40円(80円、120円)

事業所の全ての利用者に係る情報(ADL、栄養、口腔、認知症等)を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、リハビリテーション計画を見直すなどリハビリテーションの提供に当たって、計画を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合、1月につき40円が加算されます。

(2) その他の利用料(介護保険給付対象外サービス)

①作業リハビリ作品材料費 実費

希望により、作業リハビリで使用する材料にかかる費用です。

(3) 利用料金の支払い方法

- ・利用料金のお支払いは、指定口座からの引き落としとなります。

利用前に、必要書類をご記入の上、口座振替の手続きを行って下さい。

- ・料金は月末締めとなり、毎月15日以降に前月分の口座振替明細書を手渡し若しくは郵送にて発行致します。

口座からの引き落としは、毎月20日(*)です。

*20日が土日祝にあたる場合は、翌営業日となりますのでご了承ください。

*引き落とし手数料は、ご利用者様負担となりますのでご了承ください。

- ・銀行口座は、基本的にご利用者ご本人様名義の口座ですが、ご家族様の口座での登録も可

能です。

- ・ご利用可能な金融機関は以下の通りです。ゆうちょ銀行はご利用できません。
 - ・鹿児島銀行 ・南日本銀行 ・鹿児島信用金庫 ・鹿児島相互信用金庫 ・奄美大島信用金庫 ・鹿児島興業信用組合 ・奄美信用組合 ・九州労働金庫 ・鹿児島きもつき農業協同組合連合会 (JA グループ鹿児島)
- ・領収書はお支払いの後に手渡しまたは郵送にて発送致します。郵送の場合、口座振替明細書と一緒に発送致します。領収書は原則として再発行できませんので、大切に保管してください。(高額介護サービス費等の請求に必要となります。)
- ・利用料金についてのご質問等は当事業所までお問合せ下さい。

<受付時間>

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時00分

日曜日・祝祭日・年末年始は受付しておりません。

(4)高額介護サービス費

介護サービスの利用料について一定の額を超える場合にその額について払い戻しが受けられる制度です。

申請の手続きにつきましては各市町村役場にて行うことができますが、その際は領収書・印鑑が必要となります。手続き等についてご不明な点は相談をお受け致します。

7. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名 称 医療法人社団 春陽会 春陽会中央病院
- ・住 所 鹿児島県肝属郡肝付町新富485番地
- ・電 話 0994(65)1170

◇緊急時の連絡先

なお、緊急時の場合には、利用時にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 介護予防通所リハビリテーションの送迎バス利用について

送迎が必要な利用者には、車輛による送迎を行います。ただし、送迎車の巡回時間、定員、道路事情、他の利用者の気分不良等により、ご希望の待ち時間に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9. 介護予防通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項

- ①当事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。器具を取り扱う際は、あらかじめ職員の指示に従ってください。
- ②喫煙は施設内禁煙です。喫煙は施設外の決められた場所をお願いいたします。
- ③他の利用者のご迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④所持金品は、自己の責任で管理してください。紛失等の事故の際は責任を負いかねますのでご了承ください。

- ⑤飲酒は原則禁止です。
- ⑥当事業所内へのペットの持込みは堅くお断りしています。
- ⑦ナイフ、はさみ等危険物と成り得る物品の持ち込みもご遠慮ください。
- ⑧事業所内での携帯電話の使用は指定された場所でご使用ください。
- ⑨サービス利用料金他支払うべき費用について、2ヶ月以上の滞納が発生した場合には、利用契約を解除し、速やかに利用を中止して頂きます。また、当事業所からのご相談に応じられない場合も中止の手続きになりますので、ご注意ください。
- ⑩禁止又は制限される行為などに違反したとき、また、他の利用者の生活や健康に重大な影響を及ぼす状況が発生した場合には利用中止のご相談をさせていただきます。
- ⑪利用者の都合により介護予防通所リハビリテーションを休む場合は、当日の朝、8時15分までにご連絡ください。
連絡先：電話 0994(65)1170
- ⑫サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出てください。早目の病院受診をお勧めします。
- ⑬送迎による時間は、定まった時間ではありません。送迎巡回時間、定員、道路事情、他の利用者の気分不良等により、送迎時間が異なる場合があります。
- ⑭私物の持ち物には、名前の記入をお願いいたします。
- ⑮お薬に変更があった場合は、その都度、お薬手帳の提示をお願いします。
- ⑯感染症に関して、他の利用者への感染も考えられることから、当事業所の規定に基づき、ご利用を一時中止させて頂くことがあります。
- ⑰ハラスメント行為その他の類似行為が、故意・過失によらない場合でも、その程度が著しく、担当職員の変更、ケア方法の変更、その他通常の介護水準による改善の方法をもってしてもその行為が止まず、サービスの提供を継続することが困難な場合には退所のご相談をさせていただきます。

10. 介護予防通所リハビリテーション利用契約の終了

介護予防通所リハビリテーション利用契約書に基づき、契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了までですが、契約期間満了の7日前までに利用者及び身元引受人から文書による契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要支援認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と認定された場合
- ③利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ④利用者が医療機関に1ヶ月以上入院した場合
- ⑤契約期間満了の7日前までに利用者及び身元引受人から文書による契約終了の申し入れがありかつ契約期間が終了したとき
- ⑥利用者及び身元引受人から契約解除の申出があった場合
- ⑦利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、事業の目的を達することが困難になった場合
- ⑧利用者及び身元引受人が支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促し

たにもかかわらずこれが支払われない場合

- ⑨利用者が故意又は重大な過失により事業所若しくはサービス従事者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑩天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当事業所の施設を利用させることができない場合
- ⑪事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑫事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑬事業所が利用者のリハビリテーションの目的が達成されたと判断した場合

※利用契約の終了を希望する場合は、「利用中止承諾書」の提出をお願いします。

11. 介護予防通所リハビリテーションサービス利用中の医療機関への受診等について

介護予防通所リハビリテーション利用中の医療機関への受診は基本的に認められていませんので、利用日が病院受診の場合又はやむを得ず病院を受診しなければならなくなった場合は、その日はお休みしていただく事になります。

12. 非常災害対策

非常災害時において、実効性の高い対策をとることができるよう、火災・風水害・地震・津波・火山災害等、施設（事業所）の立地環境等において想定される災害ごとに、個別計画を策定し、計画内容を事業所に掲示するとともに地域との連携を図り、毎年避難訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、防火扉
- ・防災訓練 年2回以上

13. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して介護予防通所リハビリテーションサービスをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

14. 虐待の防止等

当事業所は、高齢者の虐待防止及び権利擁護に努め、従業員についても、拘束、虐待についての教育を徹底しています。

15. 身体拘束等

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限しません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当事業所の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、利用者または利用者のご家族に対して身体拘束の必要性を説明し、文書により同意を得ることとします。

16. 感染症対策

- (1) 当事業所では、事業所内での発症が予測される感染症に対し全ての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。
- (2) 当事業所で感染症または食中毒が発生した場合は、蔓延を防止するため臨時の委員会を設置し、必要な措置を講じます。

17. 緊急時の対応

- (1) サービス利用中に利用者の心身の状態が急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要な措置を講じた上、速やかにご家族、介護予防支援事業者等へ連絡いたします。
- (2) 当事業所は、利用者に対し、当事業所の医師の医学的判断により診療が必要と認める場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。但し、その場合における費用については、利用者の医療保険を利用して支払っていただきます。

18. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供により事故（転倒、転落等に骨折等）が発生した場合は、速やかに市町村、身元引受人、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。（病院賠償責任保険加入）但し、当事業所の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。
- (3) 利用者の責に帰すべき事由によって事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持って対応して頂きます。また、当事業所が損害を被った場合は、利用者及び身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

19. 要望及び苦情処理等

- (1) 当事業所に関する利用者及びご家族等からの相談・要望・苦情に対し、迅速且つ適切に対応するため、下記の担当者を置き、事実関係の調査を実施し、利用者及びご家族等へご説明いたします。また、ご意見箱においても相談・要望・苦情を申し出ることができます。
 - 相談・要望・苦情受付担当者：理学療法士 内門 明
 - 電話番号：0994（65）1170
 - 受付日：毎週月曜日～土曜日（祝祭日除く）
 - 受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
土曜日 午前8時30分～午後0時30分
 - 苦情解決責任者：事務長
- (2) ご意見箱の設置場所
 - 事務室窓口に設置してありますのでご利用ください。
- (3) 外部機関
 - 当事業所以外に、お住いの市町村の介護保険係及び鹿児島県国民健康保険団体連合会の窓口に苦情を申し出ることができます。
 - 鹿児島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

住 所：鹿児島市鴨池新町7-4（鹿児島県市町村自治会館内）

電話番号：099（206）1084

20. 秘密保持

当事業所は、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次項の個人情報の利用目的については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されているものもあり、当事業所ではこれらを下に以下の目的で情報提供を行うこととします。この秘密保持は利用終了後も同様とします。

21. 個人情報の利用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及びご家族等の個人情報については、以下の目的でご利用させていただきます。

【利用者への介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に必要な利用目的】

〔当事業所の内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者に提供する介護予防通所リハビリテーションサービス
- ・介護保険事務
- ・介護予防通所リハビリテーションサービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －サービス利用の管理
 - －サービス担当者会議
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - －各行事等の写真の掲示

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者に提供する介護予防通所リハビリテーションサービスのうち
 - －利用者が介護予防サービスを利用する場合に、他の介護予防サービス事業者や介護予防支援業所等との連携を図るための情報提供や 照会への回答
 - －利用者の主治医との連携を図る場合
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －利用者の診療に当たり、協力医療機関と連携を図る場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力

- －当事業所において行われる事例研究
 - －当事業所でのクラブ活動等の作品展示の名札
 - －広報活動等による名前、写真の掲載
 - －当事業所と介護老人保健施設と連携を図る場合
- [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]
- ・当事業所の管理運營業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －行政機関・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料
 - －サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - －サービス提供により事故等が発生した場合の事故内容や本人の状態等を含めた市町村への報告
 - －利用者が偽りその他不正行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - －行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの
 - －市町村、保健所による文書等提出等の要求への対応
 - －厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
 - －都道府県知事による立ち入り検査等への対応
 - －市町村及び国民健康保険団体連合会が行う利用者からの苦情等に関する調査の協力等
 - －生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

※利用者及びその家族等の個人情報の利用については、下記の署名をもって同意したものとみなします。但し、上記以外の目的に個人情報を利用する場合には、別途書面により同意を得るものとします。

22. 介護予防通所リハビリテーションサービス利用時のリスク説明

当施設では、利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気などに伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 当該事業所は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- 加齢や認知症の症状により水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 認知症などの症状により、施設から無断で外出する徘徊の恐れがあります。
- 利用者同士のトラブルや被害妄想、物取られ妄想などが起こり得る可能性があります。
- 自ら持参または利用者同士でおすそ分けされた食べ物での食中毒の発生やアメ玉をノドに

詰まらせるなどの恐れがありますので、食べ物の持参はご遠慮頂きますようお願いいたします。

- 高齢者であることにより、サービス提供中に気分不良に陥る恐れがあります。
- 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 通所送迎時、利用者に嘔吐などが発生する恐れもあり、その場合、その処置に当たるため、送迎時間が遅くなる場合があります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- 専門的な医療機関とはいえ、利用者全員の全ての行為を管理・予測できるものではありませんので、ご了承下さいようお願い申し上げます。

これらのことは、ご自宅などでも起こりうることでありますので、十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

23. 記録の整備及び開示

- (1) 当事業所は、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。但し、介護報酬請求関係の記録保存については5年間保存します。
- (2) 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、ご家族その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

24. その他参考資料

- ・別紙「料金規定 介護予防通所リハビリテーション」

令和 年 月 日

介護予防通所リハビリテーションの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。なお、説明に使用した書面は2通作成し、1通を利用者及びご家族が、1通を当事業所がそれぞれ保管するものとします。

医療法人社団 春陽会 春陽会中央病院
介護予防通所リハビリテーション

説明者 職名 _____ 氏名 _____

介護予防通所リハビリテーション利用同意書

介護予防通所リハビリテーションを利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、上記担当者から説明を受け、これらを十分理解した上で利用に同意します。

また、個人情報の利用及び利用時のリスクについても、同意いたします。

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ - _____

【身元引受人／署名代理人】 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電 話 _____ - _____

利用者及びその御家族の方へ

春陽会中央病院 通所リハビリテーション

老後の生活の最大の不安である介護を社会全体で支え、高齢者の自立を支援することを目的とした介護保険制度が平成12年4月にスタートしました。それに伴い、介護保険施設では身体拘束が禁止され、身体を拘束しない質の高いケアの実現が求められています。

従って、当施設でも利用者の方々の立場に立って、その方の人権を擁護しつつ、身体を拘束しないですむ基本的なケアを提供できるように努めていきたいと思っておりますので**身体拘束は原則、致しません。**

ただし、以下の緊急やむを得ない場合の1～3まで要件が満たされている場合は身体拘束が認められております。

「緊急やむを得ない場合」とは

1. 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い時、
2. 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない時、
3. 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである時、

となっております。

当施設では利用者の方の安全を第一に考えておりますが、はからずも転倒転落等の事故が発生し、専門的治療が必要であると診断された場合は御家族に連絡し承諾を得て、春陽会中央病院を始めとする他の医療機関への紹介をさせていただきますのでご了承くださいませ。（**リスク説明書**も参照）

なお、上記のことに同意できない場合はご相談くださいますようお願い致します。

質問：高齢者の方々に起こりえる事故やトラブルにはどんなものがあるの？

認知症高齢者は「すぐ忘れる」「時間や場所がわからなくなる」などの症状、判断力の低下、身体機能の低下などから事故発生の確率が高くなります。

入所者様についても、同様の危険性があります。

- ▶ 『転倒・転落』・・・ベッドから落ちたり、転んだりする
- ▶ 『異食』・・・・・・・・食べ物以外のものを食べる
- ▶ 『誤嚥・誤飲』・・・うまく飲み込めずにむせこむ
- ▶ 『窒息』・・・・・・・・食べ物などがのどに詰まる
- ▶ 『徘徊』・・・・・・・・何かをさがし歩く
病院からの無断外出
- ▶ 『家族・近隣とのトラブルや紛失』
物取られ妄想・被害妄想等によるけんか他
- ▶ 『その他』



快適に過ごして頂くために、予測される事故を未然に防ぐことが出来るよう取り組んでおりますが、それでも事故が発生した場合は、速やかに対応致します。

○料金規程 介護予防通所リハビリテーション (令和6年 6 現在)

1. 基本料金 (厚生労働大臣の定める基準による) 【重要事項説明書・別紙】

*表記は1割負担の額です。負担割合 (1~3割) による自己負担となります。

	1割負担額	サービス内容及び加算についての説明
要支援1 (介護予防)	2268 円/月	要支援1の方は週1回のご利用、要支援2の方は週2回のご利用が可能です。左記 料金は1ヶ月の利用料金となります。
要支援2 (介護予防)	4228 円/月	要支援1の方は週1回のご利用、要支援2の方は週2回のご利用が可能です。左記 料金は1ヶ月の利用料金となります。
①退院時共同指導加算	600 円	医療機関等からの退院後に、円滑にサービスを提供できるように、入院中に通所リハビリテーションの理学療法士等が医療機関と共同して、必要な指導を行うことを評価する加算です
②利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	要支援1 120 円 要支援2 240 円	介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、要件を満たさない場合に、1月につき左記に掲げる単位数を所定単位数から減算します。
③科学的介護推進体制加算	40 円/月	事業所の全ての利用者に係る情報 (ADL、栄養、口腔、認知症等) を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、リハビリテーション計画を見直すなどリハビリテーションの提供に当たって、計画を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合、1月につき40円が加算されます。